



ステップアップ 畜産!



西部農業事務所 家畜保健衛生課 (西部家畜保健衛生所)

～記事～

- ★令和6年度群馬県畜産共進会西部地域予選会の結果
- ★第28回群馬県畜産共進会 (繁殖和牛の部、乳牛の部) の結果
- ★浅間家畜育成牧場の冬季放牧預託牛の運搬について
- ★浅間家畜育成牧場観光用展示牛 (県有牛) の導入について
- ★国内におけるランピースキン病 (LSD) の発生について
- ★ローリー乳における牛ウイルス性下痢 (BVD) の検査結果
- ★県外から牛を導入した場合は、ヨーネ病の検査が必要です
- ★牛の出生や異動があった時は、速やかな届出をお願いします
- ★牛トレーサビリティ制度の業務体制見直しについて
- ★飼養衛生管理基準の遵守状況確認への協力依頼
- ★令和7年定期報告書の提出準備のお願い
- ★堆肥化作業は臭気の発生に配慮が必要
- ★適格請求書 (インボイス) の発行について
- ★農業用免税軽油の集中受付月間のお知らせ



～別添資料～

- ★全日本ホルスタイン共進会開催のお知らせ
- ★浅間家畜育成牧場の冬季放牧預託牛の運搬について
- ★浅間家畜育成牧場観光用展示牛 (県有牛) の導入について
- ★ランピースキン病の防疫対策
- ★牛トレーサビリティ制度の業務体制見直しについて
- ★適格請求書 (インボイス) の発行依頼書
- ★ご存じですか? 農業用免税軽油
- ★アニマルウエルフェアに関する調査にご協力ください!

★令和6年度群馬県畜産共進会西部地域予選会の結果

令和6年9月17日から9月20日にかけて巡回審査により令和6年度群馬県畜産共進会西部地域予選会が開催されました。乳牛の部では6戸19頭、繁殖和牛の部では10戸24頭の出品がありました。各出品者におかれましては円滑な審査にご協力頂きありがとうございました。なお、成績優秀な牛については、第28回群馬県畜産共進会へ出品されました。

乳牛の部

部別	入賞	名号	出品者
	入賞者名等は個人情報のため省略してあります。		

繁殖和牛の部

部別	入賞	名号	出品者
	入賞者名等は個人情報のため省略してあります。		



西部乳牛審査



西部和牛審査

★第28回群馬県畜産共進会（繁殖和牛の部、乳牛の部）の結果

令和6年10月23日(繁殖和牛)と25日(乳牛)に群馬県畜産試験場において群馬県畜産共進会が開催されました。繁殖和牛の部は48頭、乳牛の部は50頭の出品がありました。西部管内からは繁殖和牛8頭、乳牛9頭の出品があり、共進会を盛り立てました。

西部管内出品牛の主な成績は次のとおりです。

繁殖和牛の部

部別	入賞	名号	出品者

入賞者名等は個人情報のため省略してあります。

乳牛の部

部別	入賞	名号	出品者

入賞者名等は個人情報のため省略してあります。



繁殖和牛の部



乳牛の部（経産牛）



乳牛の部（経産牛）

★浅間家畜育成牧場の冬季放牧委託牛の運搬について

浅間牧場では、令和6年度から冬季間も含め年間を通じ入退牧も実施していますが、冬季は浅間牧場周辺道路が凍結していることが多く、牛運搬車を運転する方から不安の声も多く聞かれております。

そこで希望者に対し、12月～3月の入退牧の際は、全農群馬県本部の協力により渋川市場を経由しての牛輸送を実施します。詳細はリーフレットを御覧ください。

★浅間家畜育成牧場観光展示牛（県有牛）の導入について

浅間牧場では夏季に観光開放エリアに観光用展示牛（県有牛）を放牧し、観光客がいつでも牛の放牧風景を見られる取り組みを実施しております。

令和7年度も県内の酪農家から導入する予定ですので、御検討をお願いします。申し込みは令和7年2月28日まで、詳細はリーフレットを御覧ください。

★国内におけるランピースキン病（LSD）の発生について

本年 11 月 6 日に福岡県の乳用牛飼養農場において国内初発生が確認され、11 月 18 日までに福岡県の 8 農場、熊本県の 1 農場で本病の発生が確認されています。これを受け、福岡県では 11 月 21 日から予防的ワクチン接種が始まりました。なお、韓国では令和 5 年 10 月に初発生し、6 年 11 月 18 日現在、累計 127 件の発生が確認されています。

本病は LSD ウイルスによる牛の届出伝染病で、主に蚊、ハエ、ダニによる機械的伝播や不顕性感染牛の移動により感染が拡大します。感染した牛は、全身の皮膚の結節や水腫、発熱、泌乳量の減少などの症状を呈し、生産性に影響を及ぼします。

本病については、発症した牛の早期発見、隔離、移動の自粛等の対策が重要となりますので、毎日の健康観察を徹底し、**LSD を疑う症状をみかけましたら家畜保健衛生所までご連絡ください。**



国内発生農場のランピースキン病発症牛の写真（皮膚の結節）

★ローリー乳における牛ウイルス性下痢（BVD）の検査結果

搾乳牛における BVD ウイルス持続感染牛（PI 牛）の摘発を目的とし、7 月にローリー乳における BVD ウイルス遺伝子検査を実施したところ、管内全ての酪農家において陰性でした。

農場に PI 牛が存在した場合、農場での不受胎や流産、子牛の事故率の増加、さらに新たな PI 牛の発生につながります。飼養牛へのワクチン接種、導入牛及び導入牛（預託牛）産子の BVD 検査を実施し、農場への浸潤を防ぎましょう。

なお、検査は 1 頭につき検査手数料 1,290 円にて家畜保健衛生所で行っています。

★県外から牛を導入した場合は、ヨーネ病の検査が必要です

ヨーネ病は反芻獣に慢性的な下痢を引き起こす疾病で、感染から発症まで非常に長い時間がかかり法定伝染病にも指定されています。症状が出るまでに長期間かかるため、気づかないうちに農場全体に拡がってしまい清浄化するまでに多くの労力と経済的損失を伴います。

群馬県ではヨーネ病の侵入を防ぐため、県外からの導入牛（**渋川家畜市場** 預託からの退牧を含む）については、糞便を用いた遺伝子検査を実施し、検査結果が出るまでは隔離飼育を行うよう指導しています。

検査の円滑な実施と疾病の侵入防止のため、県外導入の予定がありましたらお早めに家畜保健衛生所までお知らせ願います。

★牛の出生や異動があった時は、速やかな届出をお願いします

牛個体識別耳標は法整備（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（通称：牛トレサ法）もあり、今ではすっかり定着しています。スーパーに並んだ牛肉にも個体識別番号が添付され、耳標による個体識別は農場から食卓までの信頼を得るために無くてはならないものとなっています。

しかし、法制化されてから長い期間経過している中で制度への慣れからか、出生、異動に伴う届出の遅れや、あまり好ましくない事例も発生しています。

また、どこかの農場で重大な病気が発生したときは、その農場にいる牛の異動履歴をすべて把握することが可能になり、発症した牛と接した可能性のある牛をすべて把握できるので、疾病のまん延防止対策や原因の特定を速やかに行うことができます。

このように生産者にもメリットの多い制度ですので、牛個体識別制度全体の意義を再確認し、速やかな届出を行いましょう。

【好ましくない事例】

1 生年月日の間違い

出生直後に耳標をつけていても、出生届を忘れてしまった場合に出荷直前で思い出して、慌てて出生報告を出したような場合、管理者が出生時にしっかりと記録をつけていないと、生年月日があやふやになってしまい正確な出生日が報告できなくなってしまいます。

2 分娩の管理に伴う間違い

複数の雌牛が同じ日の夜間に分娩した場合、2頭の子牛の見分けがつかなくなってしまう場合があります。分娩予定日が近い妊娠牛が複数いる場合は、予め母牛毎に装着する耳標を決めておき、出生後にすぐに耳標装着してください。

3 耳標の脱落

片方の耳標が脱落した場合は速やかに耳標の再発行を申請してください。うっかりしていると両耳が脱落してしまい、正しい番号が何番なのか分からなくなってしまうこととなります。

★牛トレーサビリティ制度の業務体制見直しについて

令和7年4月1日から、牛トレーサビリティ制度に関する問い合わせが関東農政局群馬県拠点から本局（埼玉県さいたま市）に変更となります。詳細は添付のリーフレットをご参照ください。

★飼養衛生管理基準の遵守状況確認への協力依頼

家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生防止及びまん延防止に対する責任があります。飼養衛生管理基準の遵守状況については、定期報告書等で提出を求めています。家畜保健衛生所では適宜、農場へ向き報告内容の聞き取りや現地確認を行っています。担当者から連絡があった際は農場立入等のご協力をお願いします。

★令和7年定期報告書の提出準備のお願い

家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を知事あてに報告することが義務付けられています。令和7年1月末に通知を発送予定ですので、書類提出の準備をお願いします。

なお、今回から農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用した手続きが可能となります。申請に際し、事前に eMAFF ID の取得をお願いします。

★堆肥化作業は臭気の発生に配慮が必要

畜産業に起因する苦情で最も多いものは悪臭であり、堆肥化处理にともない発生する臭気もその要因の一つです。家畜ふんを堆肥化することは、雑草種子や病原菌を不活化したり、臭気の原因物質や汚物感を取り除き、良質堆肥として耕種農家などが利用し易くするために必要な作業です。

堆肥化处理により発生する臭気が、周辺住民からの苦情の原因とならないよう、以下の点に配慮しながら、良質堆肥の生産に努めていただきますようお願いいたします。

○ふんと尿汚水は速やかに分離する

→ふんと尿が混合されたまま放置すると、嫌気性微生物が増加し、より不快感が強く感じられる腐敗系の臭気が発生しやすくなります。ふんと尿は排せつされたら、早めに分離しましょう。

○堆肥化前にしっかりと水分調整を行う

→ふんにおが粉等の水分調整材を混合して通気性を保つことで、好気的な発酵が進み、腐敗系の臭気発生を抑えることができます。

○堆肥の切り返し作業を行う時の天候や時間帯を考慮する

→作業時は臭気が最も発生しやすくなります。**好天**の昼間の時間帯は、太陽の熱で暖められた地表付近の空気が上昇気流となり、発生した臭気が留まりにくくなります。

★適格請求書（インボイス）の発行について

令和5年10月からインボイス制度が導入されています。家保手数料（県証紙または現金で納付）の中には消費税の課税対象となっているものがあります。

令和6年（1月1日～12月31日）のインボイスが必要な方は、令和7年1月10日（金）までに同封のインボイス発行依頼書にご記入のうえ、FAX等によりご連絡ください。

また、課税対象となる検査の詳細は、インボイス発行依頼書の裏面をご覧ください。

★農業用免税軽油の集中受付月間のお知らせ

農業用機械に使用する軽油は、事前に申請手続きを行うことで軽油取引税（32.1円/L）が免除されます。今年度の集中受付期間及び申請場所は次のとおりです。

- 1 申請期間：令和7年2月3日（月）～20日（木）
- 2 申請場所：高崎行政県税事務所

詳細は、同封のリーフレットをご参照ください。



★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 (緊急時 24時間対応) FAX 027-362-2260